

## 住民訴訟の意義について

先日、夢洲 IR 差し止め訴訟の原告になったことを宮本憲一先生に話した。数日後に先生から『公害研究』（岩波書店）1978年1月号の座談会「田子の浦へドロ住民訴訟—高裁判決をめぐって」のコピーが送られてきた。原告団と弁護士、淡路剛久、田尻宗昭、永井進、宮本憲一の諸先生が出席して、宮本先生が司会を務めた。

最初なぜ田子の浦へドロ訴訟なのかと思ったが、座談会を読み進むうちに「住民訴訟の意義」についてでないかと思った。この点に関わる淡路先生の発言を紹介する。

判決が出たときの新聞報道では、この判決自体たいへん重要な判決であるけれども、他に与える影響というのはそれほどなさそうだというような論評があった。私はそうは考えない。むしろきわめて重要な判決で、今後に及ぼす影響も大きいと思う。

現在の環境訴訟を一般的に見ると、一方では民事の差し止め訴訟というのが非常にたくさん継続されるようになってきている。これは私権が侵されたということでもって、民事訴訟の形をとる。他方では、行政許可ということにひっかけて、許可の取消しを求め、企業の立地などを事前にさせない、そういう行政訴訟がある。環境訴訟の主流は、4大公害訴訟を中心とする損害賠償訴訟から、こういう民事の差し止め訴訟、それから行政訴訟としての取消し訴訟あたりが、主流になってきている。

この行政訴訟としての取消し訴訟というのは、どっちかという大陸法系の考え方で、そういう技術を使って環境問題に対処しようとしている。しかし、他方われわれは、まさにこの訴訟がそうであったように、住民訴訟という手段を地方自治法のなかに持っている。これはアメリカの納税者訴訟の系統で、戦後とり入れられたものである田子の浦の場合にはこれを使って、環境訴訟をやったわけで、われわれはとかく取消し訴訟のほうに行きがちですけれども、しかし環境問題にどんどん新しい立法が出てこない以上、こういう既存の法律のなかから、使えるものをどんどん使っていく必要がある。従来こういった努力が、とりわけ自治法についていえば、怠られてきたわけだ、それをこの田子の浦訴訟がやってくれた。そういう意味で、一つの突破口を切り開いたという意義があるのではないかと思う。

淡路先生には日本環境会議などでお世話になった。夢洲 IR 差し止め訴訟は、田子の浦のような公害・環境訴訟ではないが、大阪市民が住民監査請求を経て提訴した住民訴訟である。座談会で小林達美弁護士が次のように指摘している。「地方自治法にいう住民訴訟というのは、住民監査請求の結果の通知を受けてから1月以内に訴えを提起しなければならないという、非常に限定された出訴期間があつて、その段階で弁護団のほうへはじめて話があつた。そして45年11月6日、静岡地方裁判所に訴えを起こした。」

夢洲訴訟では監査請求から弁護士と連携して、住民訴訟にのぞんでいる。奮闘努力だ。

(2022年10月25日)